

佐世保工業高等専門学校技術・教育支援センター規程

(平成21年4月1日制定)

(設置)

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構の本部事務局の組織等に関する規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第4号）第12条及び佐世保工業高等専門学校学則第6条の規定に基づき、佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、技術・教育支援センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、本校の学科等の要請に基づき、技術・技能を要する業務を行うことにより、本校における教育研究等の業務を支援する。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- 一 教育支援、研究支援、技術指導及び技術支援に関すること。
- 二 研究開発及び教材作成に関すること。
- 三 実験室・実習室等の設備・備品の維持管理に関すること。
- 四 実習工場に関すること。
- 五 情報基盤センター、地域共同テクノセンター及びEDGEキャリアセンターの運営に伴う技術支援に関すること。
- 六 技術の向上と承継並びにセンターに所属する職員の育成に関すること。
- 七 その他センターの目的達成に必要なこと。

(組織)

第4条 センターに、センター長、技術長、技術専門職員及び技術職員（建物及び施設の営繕、保守並びに管理に関する事務を担当する技術職員その他これに準ずる技術職員を除く。）を置く。

2 前項に定めるもののほか、副技術長、技術専門員、班長、副班長及びその他必要な教職員を置くことができる。

3 センターに、次の班を置く。

- 一 第1技術班
- 二 第2技術班
- 三 第3技術班

(センター長)

第5条 センター長は、本校の教授の中から校長が選任する。

2 センター長の任期は、1年とする。ただし、センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残余期間とする。

(技術長)

第6条 技術長は、技術専門員又は技術専門職員の中から校長が選任する。

(副技術長)

第7条 副技術長は、技術専門員又は技術専門職員の中から校長が選任する。

- 2 副技術長は、上司の命を受け、専門的見地から技術長を補佐し、必要に応じ、連絡調整、技術職員の技術的な指導、育成を行う。

(班長)

第8条 班長は、技術専門員又は技術専門職員の中からセンター長が選任する。

- 2 班長は、上司の命を受け、次の各号に定める班の業務を取りまとめ、円滑な業務遂行に努め、必要な連絡調整を行う。

- 一 第1技術班 主に電気・情報・制御系学科における実験補助、研究機器等の製作・保守管理及び当該学科の各種教育支援並びに情報基盤センターに関する業務
- 二 第2技術班 主に化学・生物系学科及び基幹教育科における実験補助、研究機器等の製作・保守管理及び当該学科等の各種教育支援並びに情報基盤センター及び環境マネジメントに関する業務
- 三 第3技術班 主に機械系学科における実験補助、機械実習の指導、研究機器等の製作・保守管理及び当該学科の各種教育支援並びに実習工場に関する業務

(副班長)

第9条 副班長は、センターに所属する職員の中からセンター長が選任する。

- 2 副班長は、上司の命を受け、班長の業務を補佐する。

(運営委員会)

第10条 センターの運営に関する基本的な事項を審議するため、技術・教育支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 教務主事
- 三 各学科長及び基幹教育科長
- 四 情報基盤センター長、地域共同テクノセンター長及びEDGEキャリアセンター長
- 五 総務課長及び学生課長
- 六 技術長
- 七 その他センター長が必要と認めた者

(審議事項)

第11条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 センターの業務計画及び運営の基本方針に関すること。
- 二 センターの管理運営に関すること。
- 三 その他校長又はセンター長が必要と認めたこと。

(委員長)

第12条 委員会の委員長は、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代行する。

(代理出席)

第13条 委員長は、委員がやむを得ない理由で委員会に出席することができないときは、代理出席を認めることができる。

(議決)

第14条 委員会は、委員（代理出席を含む。）の3分の2以上の出席により成立する。

2 委員会は、出席した委員（代理出席者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第15条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(事務)

第16条 センターの事務は、センターにおいて処理する。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 佐世保工業高等専門学校教室系技術職員の組織等に関する取扱要項（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

附 則（令和8年6月11日一部改正）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。